

【第 1 問】

問 1 正解 3

1. ○ 適切。税理士資格を有していない者は、営利目的の有無、有償・無償を問わず、個別具体的な税理士業務を行うことができない。仮定の事例に基づいて税額計算の手順を解説したり税法の解説をしたりすることは参加費有料のセミナーにおいても可能である。
2. ○ 適切。保険募集人の登録を行っていない者は、保険の募集や勧誘を行うことはできないが、一般的な保険商品の仕組みや商品内容の説明、必要保障額の試算を行うことは可能である。
3. × 不適切。投資助言・代理業（いわゆる投資顧問業）の登録をしていない者は、専門的見地に基づく具体的な投資判断について助言できない。一般的な情報や資料の提供にとどめる必要がある。

問 2 正解 3

(ア) を求める

$$\text{○年後の予想額（将来価値）} = \text{現在の金額} \times (1 + \text{変動率})^{\text{経過年数}}$$

$$4 \text{ 年後の給与収入 } 436 \times (1 + 0.01)^4 = 453.7 \dots$$

$$\rightarrow \underline{454} \text{（万円、万円未満四捨五入）}$$

(イ) を求める

$$\text{貯蓄残高} = \text{前年の貯蓄残高} \times (1 + \text{運用利率}) \pm \text{その年の年間収支}$$

$$2022 \text{ 年の金融資産残高 } 340 \times (1 + 0.01) + 43 = 386.4$$

$$\rightarrow \underline{386} \text{（万円、万円未満四捨五入）}$$

【第2問】

問3 正解 2

|               | N I S A                                                         | つみたてN I S A               |
|---------------|-----------------------------------------------------------------|---------------------------|
| 口座開設者         | 口座を開設する年の1月1日時点で20歳以上の居住者等<br>なお、N I S AとつみたてN I S Aは（ア 選択）利用可能 |                           |
| 非課税投資枠        | 新規投資額で年間120万円まで                                                 | 新規投資額で<br>年間（イ 40万円）まで    |
| 非課税期間         | 最長5年間                                                           | 最長（ウ 20年間）                |
| 投資可能期間        | 2014年～2023年                                                     | 2018年～2037年               |
| 対象となる<br>金融商品 | 上場株式、公募株式投資信託等                                                  | 長期の積立・分散投資に適した<br>一定の投資信託 |

1. × 不適切。同時に利用することはできない。どちらかを選択することになる。
2. ○ 適切。つみたてN I S Aの非課税投資枠は年間40万円までである。なお、非課税の未使用分を翌年以降に繰り越すことはできない。
3. × 不適切。つみたてN I S Aの非課税期間は、投資した年から最長20年間である。

問4 正解 1

1. ○ 適切。投資対象資産が「株式」になっている。
2. × 不適切。「追加型」の投資信託であるため、いつでも購入・換金できる。したがって、募集期間は定められていない。信託期間も定められていないか、もしくは10年以上の長期となっている。
3. × 不適切。投資対象地域は、「日本国内外のグローバル」であり、為替ヘッジ「なし」であるため為替変動の影響を受ける。

問5 正解 3

<資料>

[株式市場に関するデータ]

## 株式市場 (4日)

◇投資指標 (P E Rと配当利回りの太字は予想、カッコ内は前期基準、P B Rは四半期末基準、連結ベース)

|                 | P E R<br>(倍)         | P B R<br>(倍) | 配当利回り (%)<br>単純平均  | 加重平均               |
|-----------------|----------------------|--------------|--------------------|--------------------|
| 日経平均採用銘柄        | <b>11.56</b> (11.93) | <b>1.03</b>  | <b>2.33</b> (2.39) |                    |
| J P X日経400採用銘柄  | <b>12.82</b> (12.87) | <b>1.21</b>  | <b>2.01</b> (2.04) |                    |
| 東証1部全銘柄         | <b>13.00</b> (13.42) | <b>1.11</b>  | <b>2.16</b> (2.15) | <b>2.63</b> (2.59) |
| 東証2部全銘柄         | <b>28.92</b> (5.13)  | <b>0.87</b>  | <b>2.15</b> (2.20) | <b>1.65</b> (1.67) |
| ジャスダック全銘柄       | <b>16.08</b> (14.30) | <b>1.18</b>  | <b>1.93</b> (1.95) |                    |
| 株式益回り (東証1部全銘柄) |                      |              | 予想<br>前期基準         | 7.69%<br>7.44%     |

(出所: 日本経済新聞 2019年6月5日朝刊 16面)

[T X株式会社に関するデータ]

|                   |      |
|-------------------|------|
| 株価                | 330円 |
| 1株当たり純利益 (今期予想)   | 22円  |
| 1株当たり純資産          | 180円 |
| 1株当たり年間配当金 (今期予想) | 8.5円 |

1. × 不適切。T X株式会社の株価収益率 (P E R) は、 $330円 \div 22円 = 15$ 倍、<資料>より、日経平均採用銘柄の平均 (予想ベース) の株価収益率 (P E R) は11.56倍であることがわかる。よって、数値の高いT X株式会社のほうが、株価は割高である。

$$\text{株価収益率 (P E R)} = \frac{\text{株価}}{1 \text{株当たり純利益}}$$

2. × 不適切。T X株式会社の株価純資産倍率 (P B R) は、 $330円 \div 180円 \div 1.83$ 倍、<資料>より、東京証券取引所市場第1部 (東証1部) 全銘柄の平均の株価純資産倍率 (P B R) は1.11倍であることがわかる。よって、数値の高いT X株式会社のほうが、株価は割高である。

$$\text{株価純資産倍率 (P B R)} = \frac{\text{株価}}{1 \text{株当たり純資産}}$$

3. ○ 適切。T X株式会社の配当利回りは、 $8.5円 \div 330円 \times 100 = 2.58\%$ 、<資料>より、ジャスダック全銘柄の単純平均 (予想ベース) の配当利回りは1.93%であることがわかる。よって、配当利回りはT X株式会社のほうが高い。

$$\text{配当利回り} = \frac{1 \text{株当たり配当金}}{\text{株価}} \times 100$$

### 【第3問】

#### 問6 正解 2

建築物の延べ面積（床面積の合計）の最高限度については、容積率を用いて計算する。前面道路の幅員が12m未満の場合、「指定容積率」と「前面道路の幅員×法定乗数」のいずれか小さい数値を容積率として敷地面積に乘じる。

$$\begin{aligned}\text{延べ面積（床面積の合計）の最高限度} &= \text{面積} \times \text{容積率} \\ &= 300\text{m}^2 \times 300\% \text{※} = \underline{900\text{m}^2} \\ \text{※ } 6\text{m} \times 6/10 &= 36/10 \cdots 360\% > 300\% \text{（指定容積率）} \therefore \text{容積率} 300\%\end{aligned}$$

#### 問7 正解 1

建築物の敷地は、原則として、幅員4m以上の道路に2m以上接することが建築基準法で定められている。甲土地が面している幅員3メートルの道路は、建築基準法第42条第2項に該当する「2項道路」である。したがって、道路の中心線から水平距離2mほど後退させた境界線までを道路とみなす。後退させるため、「セットバック」という。セットバック部分には、建物の建築や塀の築造は認められない。また、建蔽率や容積率の計算上、敷地面積には算入しない。

$$\begin{aligned}\text{セットバック部分は、} & 20\text{m} \times (2\text{m} - 3\text{m} \times 1/2) = 10\text{m}^2 \\ \text{セットバック部分は敷地面積から除かれるため、} & 300\text{m}^2 - 10\text{m}^2 = \underline{290\text{m}^2}\end{aligned}$$

### 【第4問】

#### 問8 正解 3

西山奈緒子さんが、2019年中に大腸ガンで継続して25日間入院し、その間に約款所定の手術（給付倍率40倍）を1回受けた場合、支払われる給付金は、合計（ア 325,000円）である。

<解説>

大腸ガンによる入院・手術の場合、下記の給付金を受け取ることができる。

|       |              |                                  |
|-------|--------------|----------------------------------|
| 入院給付金 | 入院1日目から1日につき | 日額5,000円                         |
| 手術給付金 | 1回につき        | 手術の種類に応じて入院給付金<br>日額の10倍・20倍・40倍 |

$$\begin{aligned}\text{入院給付金} & 5,000\text{円} \times 25\text{日} = 125,000\text{円} \\ \text{手術給付金} & 5,000\text{円} \times 40\text{倍} = 200,000\text{円} \\ \text{給付金合計} & 125,000\text{円} + 200,000\text{円} = \underline{325,000\text{円}}\end{aligned}$$

問9 正解 1

1. ○ 正しい。日常生活における対人・対物事故による賠償責任を補償する保険である。ペットが第三者に損害を負わせた場合は、民法上、飼い主が賠償責任を負う。
2. × 誤り。火災保険では地震・噴火・津波は補償の対象外。別途、地震保険を付保しておく必要がある。
3. × 誤り。自動車損害賠償責任保険は対人賠償事故のみを補償する。対物賠償事故や加害者自身の死傷は補償の対象にはならない。

問10 正解 1

1. × 対象とならない。細菌性食中毒は補償の対象外である。
2. ○ 対象。国内外を問わず、旅行中も補償の対象である。
3. ○ 対象。国内外を問わず、業務中も補償の対象である。

【第5問】

問11 正解 2

$$\text{不動産所得の金額} = \text{総収入} - \text{必要経費} - (\text{青色申告特別控除額})$$

総収入：380万円＋20万円＝400万円 ……敷金60万円は返還予定であるため含めない

必要経費：210万円

青色申告特別控除前の不動産所得の金額を求めたいため、青色申告特別控除額は考慮しない。

不動産所得の金額：400万円－210万円＝190万円

問12 正解 3

$$\text{総所得金額} = \text{事業所得} + \text{給与所得}$$

退職所得の金額500万円は分離課税であるため総所得金額には含めない。

総所得金額：280万円＋100万円＝380万円

【第6問】

問13 正解 1

本問において、民法上の相続人は、夫：勝夫さん、父：正行さんおよび母：洋子さんである。相続を放棄した長女：真奈美さんは民法上の相続人とならない。放棄した場合、代襲相続が認められないため優奈さんも相続人ではない。長男：宏之さんはすでに死亡しており、宏之さんには子がいない。したがって、第一順位の相続人はいないことになる。相続人の組み合わせが「配偶者と直系尊属」の場合、夫：勝夫さんの法定相続分は $\frac{2}{3}$ 、父：正行さんおよび母：洋子さんの法定相続分はそれぞれ $\frac{1}{3} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{6}$ である。

問14 正解 3

| 手続きの種類       | 行うべき手続きの内容                                           |
|--------------|------------------------------------------------------|
| 相続の放棄または限定承認 | 原則として、相続の開始を知った時から3ヵ月以内に（ア 家庭裁判所）に申述書を提出             |
| 相続税の期限内申告    | 相続の開始を知った日の翌日から（イ 10ヵ月）以内に被相続人の死亡時の住所地の所轄税務署長に申告書を提出 |

問15 正解 2

贈与税の配偶者控除について

|         |                                 |
|---------|---------------------------------|
| 対象となる贈与 | 居住用不動産の贈与または居住用不動産を取得するための金銭の贈与 |
| 婚姻期間の要件 | 贈与者である配偶者との婚姻期間が20年以上であることが必要   |
| 申告要件    | 一定の事項を記載した贈与税の申告書を提出することが必要     |
| 控除額     | 基礎控除110万円とは別に、最大2,000万円         |

基礎控除額（110万円）とは別に、最大2,000万円を控除することができる。

贈与税の配偶者控除の適用を受けた後の課税価格

2,700万円－（110万円＋2,000万円）＝590万円

【第7問】

問16 正解 2

＜荒木家のバランスシート＞

（単位：万円）

|                |       |          |         |
|----------------|-------|----------|---------|
| [資産]           |       | [負債]     |         |
| 金融資産           |       |          |         |
| 普通預金           | 100   | 住宅ローン    | 2,500   |
| 定期預金           | 50    |          |         |
| 財形住宅貯蓄         | 0     | 負債合計     | 2,500   |
| 生命保険（解約返戻金相当額） | 10    |          |         |
| 不動産（自宅用マンション）  | 3,000 | [純資産]    | (ア 660) |
| 資産合計           | 3,160 | 負債・純資産合計 | 3,160   |

バランスシートの作成の手順は次のとおり。

- ① 設例のデータ〔保有財産（時価）〕〔負債残高〕から、荒木家の資産合計と負債合計を求める。資金計画どおりにマンションを購入した後のバランスシートを作成すると、資産合計は3,160万円、負債合計は2,500万円となる。
- ② 「資産合計＝負債・純資産合計」であるため、負債・純資産合計も3,160万円となる。
- ③ 純資産を求める。  
純資産＝資産合計－負債合計＝3,160万円－2,500万円＝660万円

問17 正解 2

毎年の積立額から将来の目標額は、「毎年の積立額×年金終価係数」で求められる。

$$36\text{万円} \times 10.950 \text{ (2.0\%・10年の年金終価係数)} = \underline{3,942,000\text{円}}$$

問18 正解 2

高額療養費制度は、病院等の窓口で支払う1カ月あたりの自己負担が一定額（自己負担限度額）を超えた場合に超過分が払い戻される制度である。

浩介さんの標準報酬月額が36万円であるから、表の算式を使って医療費の自己負担限度額を求める。

$$\begin{aligned} \text{医療費の自己負担限度額} &= 80,100\text{円} + (\text{総医療費} - 267,000\text{円}) \times 1\% \\ &= 80,100\text{円} + (900,000\text{円} - 267,000\text{円}) \times 1\% \\ &= 86,430\text{円} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{病院窓口で支払った金額} &= \text{総医療費} \times 30\% \\ &= 900,000\text{円} \times 30\% \\ &= 270,000\text{円} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{高額療養費} &= \text{病院窓口で支払った金額} - \text{医療費の自己負担限度額} \\ &= 270,000\text{円} - 86,430\text{円} \\ &= \underline{183,570\text{円}} \end{aligned}$$

問19 正解 3

遺族厚生年金は、厚生年金の被保険者が死亡した場合、その者によって生計を維持されている一定の遺族に支給される。生計維持要件を満たされているため、妻の理恵さんには遺族厚生年金が支給される。

遺族基礎年金は、18歳到達年度末日（3月31日）までの子のある配偶者に支給される。設例から浩介さんの死亡時点において長女千穂さん（2歳）がいるため、妻の理恵さんには子1人の加算額を含む遺族基礎年金が支給される。

死亡一時金や寡婦年金は、第一号被保険者が死亡しても遺族基礎年金が受給できない場合に支給されるため、妻の理恵さんは支給の対象にはならない。

問20 正解 1

| 保険種類  | 保険契約者<br>(保険料負担者) | 被保険者 | 死亡保険金<br>受取人 | 対象となる税金                   |
|-------|-------------------|------|--------------|---------------------------|
| 終身保険A | 浩介×               | 浩介×  | 理恵           | 相続税                       |
| 終身保険B | 浩介×               | 理恵   | 浩介×          | 保険金は支払われない。<br>(契約の相続になる) |

(×は死亡を意味する)

理恵さんが終身保険Aから受け取る死亡保険金には相続税が課税される。